

船舶インシデント調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年4月26日 16時50分ごろ
発生場所	京浜港川崎区川崎航路付近 東京湾アクアライン風の塔灯から真方位339° 1,200m付近 (概位 北緯35° 30.1′ 東経139° 49.8′)
インシデントの概要	油送船第八藤光丸は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 第八藤光丸、237トン
船舶番号、船舶所有者等	141924、株式会社 藤井石油
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約5.1m/s 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、航行中、主機が回転数の低下をを起こして停止し、機関長が主機製造会社の指示に従って点検を行ったものの、主機が始動できず、船舶所有者が手配したタグボートにえい航されて川崎夜光係船場に着岸した。 本船は、着岸後、造船所修繕担当者等による点検が行われたが、何もせずに主機が始動できるようになったので、航行中に主機が停止した理由を特定することができなかった。
分析	本船は、航行中、主機が回転数の低下をを起こして停止し、運航不能となったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、主機が回転数の低下をを起こして停止したことにより発生したものと考えられる。